# 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

## 盛土規制法のページ

ページID：0005807　　更新日：2025年4月22日　　印刷ページ表示

### 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始について

**愛媛県では、令和７年５月２３日（金）に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始する予定です。**

しました。

※松山市は令和６年１０月１日から開始

盛土規制法の運用開始について（チラシ）[PDFファイル／938KB]

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」は、えひめ都市計画・盛土等情報マップより確認ができます。（造成宅地防災区域はありません）

https://webgis.alandis.jp/ehimemorido38p/portal/ <外部リンク>

届出・許可申請（手数料、様式を含む）にあたっては、以下の手引き等をご確認ください。

運用開始までは、県庁都市計画課にお問い合わせください。

運用開始にあたり、事前相談など、混み合うことが予想されますので、時間に余裕をもって申請書等の準備をお願いします。

愛媛県のホームページ

都市計画課 宅地開発・盛土指導G

# 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の背景・概要

## 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）

国土交通省

【公布：R4.5.27 / 施行：R5.5.26】

### 背景・必要性

**盛土をめぐる現状**

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 甚大な人的・物的被害（令和3年7月）

○盛土の総点検において、全国で約3．6万箇所を目視等により点検（令和4年3月）

**制度上の課題**

○ 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

### 法律の概要

● 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称"盛土規制法" ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

**1．スキマのない規制**

規制区域 ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

⇒・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に

※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

**2．盛土等の安全性の確保**

許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

中間検査 完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

**3．責任の所在の明確化**

管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

監督処分 ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

**4．実効性のある罰則の措置**

罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

（KPI） ○規制区域を指定する都道府県等（都道府県、政令市、中核市）の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

# 愛媛県土砂条例の概要

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の概要

## 改正土砂条例　令和２年５月１日完全施行

## 1 「土砂等の埋立て事業」を行う事業者の方へ

**愛媛県では、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）」に基づいて、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っています。**

**条例の対象となる「土砂等」とは**
「土砂等」とは、「土砂及びこれに混入し吸着した物（廃棄物を除く。）」であり、ここでいう「土砂」とは、地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土や砂です。

**条例で規制の対象とされる「土砂等の埋立て等」とは**
「土砂等の埋立て等」とは、土砂等を埋立て、堆積する行為であり、宅地造成に伴う埋立て（嵩上げ）や建設発生土の一時堆積（仮置き）なども含みます。

［規　制　対　象］

埋立て（残土処分場）　埋立て・盛土（宅地造成・農地の嵩上げ等）　堆積（ストックヤード等）

### 条例の趣旨・目的

廃棄物まがいの土砂等の埋立て等を規制するため、土壌汚染や崩壊などによる災害発生の未然防止を基本に置き、違反者に対しては厳しい罰則を科すことにより、結果として産業廃棄物の不法投棄を防ぐことを目的に制定。

### 主な規制の内容

- ●土砂基準不適合土砂等の埋立て等の禁止、土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の義務付け、不適正な埋立て等後２年間の水質モニタリング等の義務付け
- ●3,000 ㎡以上の土砂等の埋立て等を許可制
  - ・　特定事業の許可申請前の住民説明会の開催
  - ・　土砂等の搬入３日前に、採取場所ごと、5,000 ㎥ごとに搬入届の届出
  - ・　土砂搬入時における廃棄物等の混入防止のための展開検査の実施
  - ・　土砂等の搬入状況（採取場所、搬入量、展開検査結果等）を記載した土砂等管理台帳の作成・保管（県外土砂等は更に詳細な運搬履歴、写真等を添付）
  - ・　６ケ月ごとに特定事業に使用された土砂等の量の報告、６ケ月ごと(※)に土壌や水質の検査等の実施・報告　※ 施工期間１年以下の特定事業は事業完了時の１回のみ
  - ・　不適正な埋立て等や県外土砂等による埋立て等の事業完了後２年間の水質モニタリングの義務付け
- ●違反者には改善命令、措置命令、罰則を適用
  - ・　無許可埋立て、措置命令違反等 … ２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
  - ・　改善命令違反 … １年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
  - ・　無届又は報告違反等 … 50 万円以下の罰金　等

## 2　土砂等の埋立て等を行う全ての方へ
### （3,000 ㎡未満の土砂等の埋立て等も含め、一律規制）

愛媛県内において、土砂等の埋立て等を行う場合は、埋立て等の規模や許可の有無にかかわらず、すべて土砂条例の規制が適用されます。

- **土砂基準**に適合しない土砂等を使用した埋立て等の禁止
- 埋立て等に使用された土砂等の崩落･飛散･流出による災害発生防止措置の実施
- 県による報告徴収及び立入検査等
- 土壌汚染･水質汚濁防止措置、崩落等の防止措置に係る命令等に違反した場合は、２年以下の懲役又は百万円以下の罰金等

※　土砂基準や水質基準に適合しない埋立て等が行われた場合や災害が発生した場合等には、当該埋立て等をした者又は土地提供者に対し、撤去、２年間の水質モニタリングなどの責任が課される場合があります。

埋立てに使用する土砂等に、がれき類などの廃棄物等が混入しないよう十分注意してください。

## 3　3,000 ㎡以上の埋立て等を行う方へ

3,000 ㎡以上の土砂等の埋立て等（特定事業）を行う場合は、事前に知事の許可を受けなければなりません。

1　特定事業の許可（新規及び変更）申請があった場合

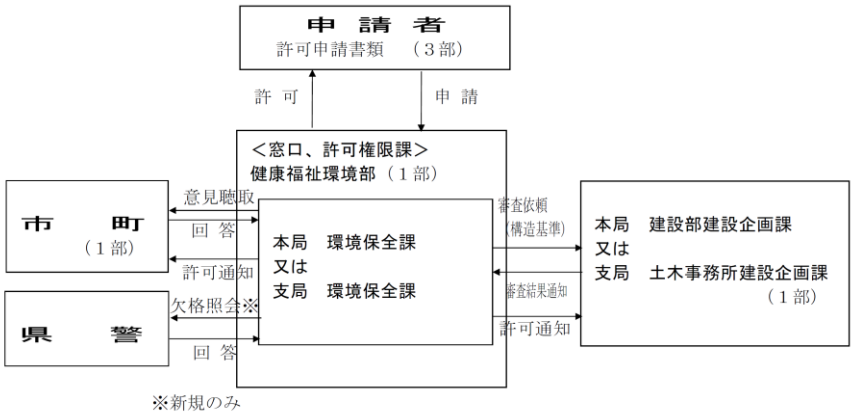

# ①スキマのない規制（規制区域・許可対象の規模）

規制区域＝宅造区域＋特盛区域
愛媛県では行政区域全域（土砂条例と同様）

国土交通省の資料より

## 規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、
都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

**宅地造成等工事規制区域**
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

**特定盛土等規制区域**
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

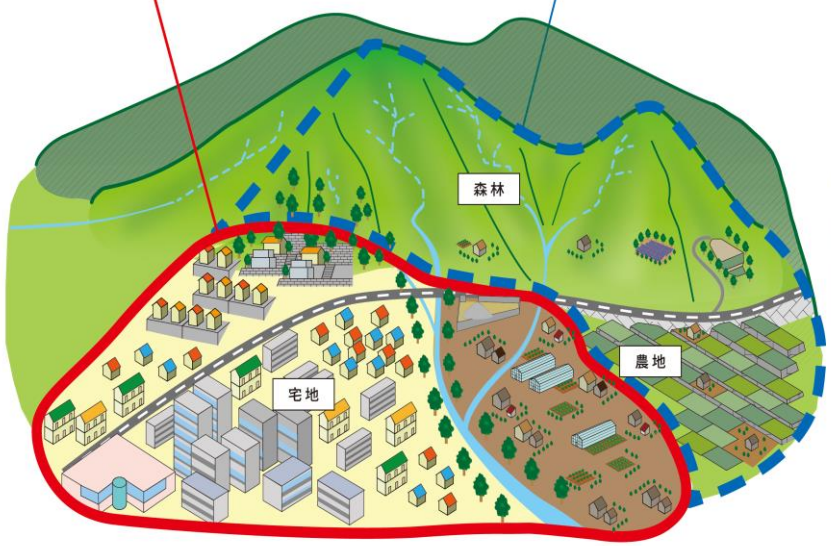


国土交通省の資料より

## 許可対象となる盛土等の規模

宅造区域　特盛区域

赤文字 宅地造成等工事規制区域　青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例えば…　●宅地を造成するための盛土・切土　●残土処分場における盛土・切土　●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土　等

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 要件 | ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの | ②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く） |
| イメージ図 | 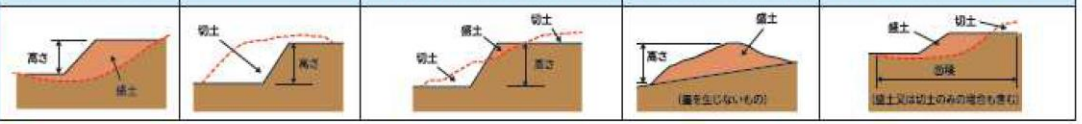 | | | | |

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば…　●土石のストックヤードにおける仮置き　等

| | | |
|---|---|---|
| 要件 | ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの | ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの |
| イメージ図 | | |

＊各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

土砂条例の許可対象は
3,000m2以上

# ①スキマのない規制_盛土規制法に基づく規制区域（松山市は市が指定）

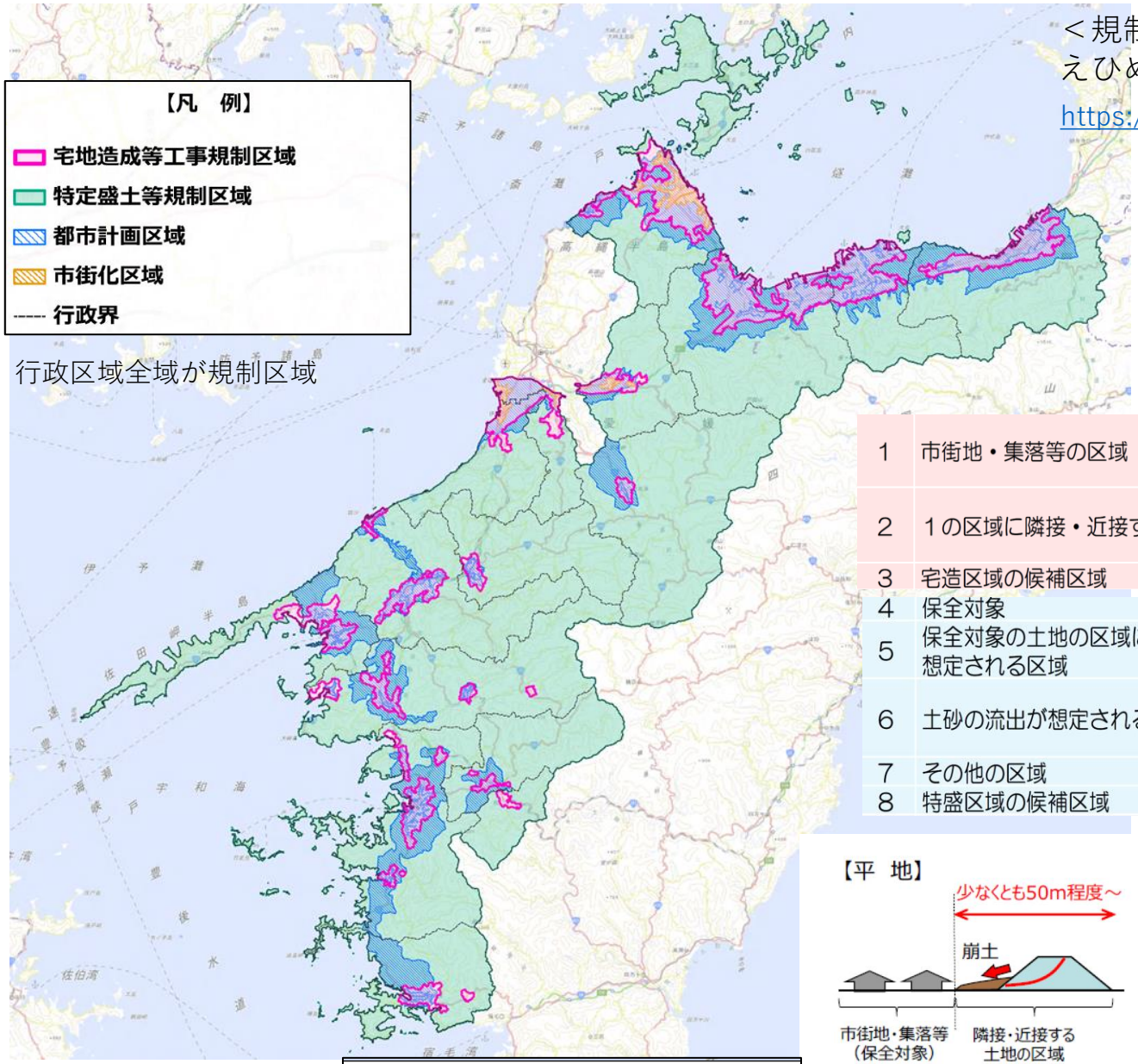


行政区域全域が規制区域

・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 5JHf 268

＜規制区域の詳細＞
えひめ都市計画・盛土等情報マップ（GIS）
https://webgis.alandis.jp/ehimemorido38p/portal/

宅造区域と特盛区域の境界
平地部：道路や河川等の地形地物で設定
山地部：人家に近接する土地と重複する
小渓流の尾根で設定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 市街地・集落等の区域 | ○人家50m以内に50戸連たん<br>○市街化区域、用途地域<br>○人口増減率（-10%以上） | 宅造区域 |
| 2 | １の区域に隣接・近接する土地の区域 | 市街地・集落から<br>○平地　：勾配1/10未満は50m<br>○傾斜地：勾配1/10以上は250m | |
| 3 | 宅造区域の候補区域 | ○１と２の重ね合わせ | |
| 4 | 保全対象 | ○人家、道路 | 特盛区域 |
| 5 | 保全対象の土地の区域に土砂の流出が想定される区域 | ○２度以上の勾配を持つ流域 | |
| 6 | 土砂の流出が想定される区域 | 土砂の流出が想定される範囲を<br>○平地　：勾配1/10未満は50m<br>○傾斜地：勾配1/10以上は250m | |
| 7 | その他の区域 | ○土砂災害発生の危険性を有する区域 | |
| 8 | 特盛区域の候補区域 | ○４～７の重ね合わせ | |

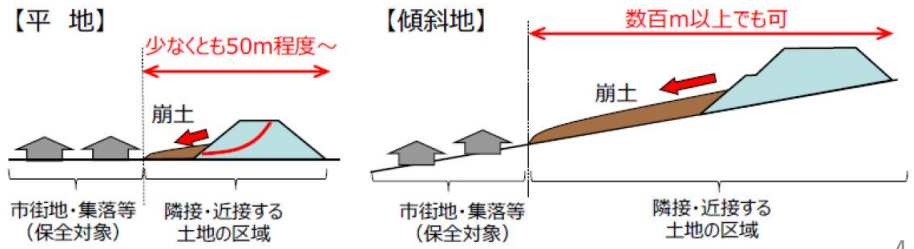

# ①スキマのない規制（許可の義務及び許可不要工事）

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。　国土交通省の資料より

●技術的基準への適合や工事主の資力･信用、工事施行者の能力について審査を実施

●許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

＊宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

＊特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。

＊都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

法15条2項
法34条2項

「災害の発生のおそれがないと認められる工事」（届出又は許可が不要となる工事）は以下のとおり

| | |
|---|---|
| 政　令 | ○　鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置工事等）<br>○　鉱業法　　：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）<br>○　採石法　　：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）<br>○　砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） |
| 省　令 | ○　土地改良法：土地改良事業（農業用用排水施設の新設等）<br>○　火薬対取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等<br>○　家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却<br>○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等<br>○　土壌汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等<br>○　森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事<br>○　国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために応急措置として行う工事<br>○　高さ2m以下かつ面積500m2超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事<br>○　土石の堆積を行う土地の面積が300m2を超えないもの<br>○　工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事現場又はその付近に堆積するもの |

なお、道路、公園、河川等の公共施設用地については、届出・許可含め法の適用外。

# ②盛土等の安全性の確保

**許可基準・手続**

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）** を要件化

**中間検査 完了検査**

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

## ■災害防止のための安全基準の設定

**<盛土・切土>**

（主な安全基準）

- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め　等

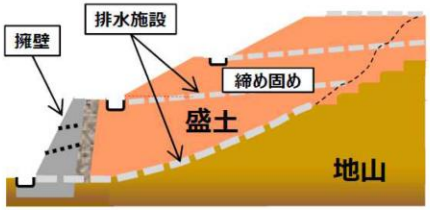


**<一時的な堆積>**

（主な安全基準）

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保　等

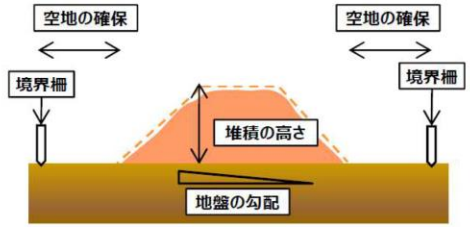


## ■施工中・完了時の安全確認

工事の許可

**工事着手**

**○中間検査**　例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査

**○完了検査**

安全基準への適合について現地検査
- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度　等

**工事完了**

**○定期報告**　工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告
例：土石の堆積量　等

国土交通省の資料より

# ②盛土等の安全性の確保（届出・許可・報告の対象規模）

| | 区域 | 行為 | 届　出 | 許　可 | 中間検査 | 定期報告 | 完了検査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宅造区域 | 宅地造成等工事規制区域 | 土地の区画形質の変更（盛土・切土） | － | ①盛土で高さ1m超の崖<br>②切土で高さ2m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ2m超（①、③を除く）<br>⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く） | ①盛土で高さ2m超の崖<br>②切土で高さ5m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ5m超（①、③を除く）<br>⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く） | 同　左 | 許可対象すべて |
| | | 一時的な土石の堆積 | － | ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超<br>②堆積の面積500㎡超 | － | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超<br>②堆積の面積3,000㎡超 | 許可対象すべて |
| 特盛区域 | 特定盛土等規制区域 | 土地の区画形質の変更（盛土・切土） | ①盛土で高さ1m超の崖<br>②切土で高さ2m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ2m超（①、③を除く）<br>⑤盛土または切土の面積500㎡超（①～④を除く） | ①盛土で高さ2m超の崖<br>②切土で高さ5m超の崖<br>③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）<br>④盛土で高さ5m超（①、③を除く）<br>⑤盛土または切土の面積3,000㎡超（①～④を除く） | 許可対象すべて | 許可対象すべて | 許可対象すべて |
| | | 一時的な土石の堆積 | ①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超<br>②堆積の面積500㎡超 | ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超<br>②堆積の面積3,000㎡超 | － | 許可対象すべて | 許可対象すべて |

※特盛区域の届出について、開発許可を受けた場合は届出したものとみなされるため、手続き不要（法27条5項）であるが、標識の掲示は必要（法49条）

# ③責任の所在の明確化・④実効性のある罰則の措置

**管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。

**監督処分** ○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても**、是正措置等を**命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

**罰　則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

**工事の適正な施工**

造成主

工事施工者

・無許可での盛土
・安全基準違反
・検査の受検義務違反
等の違反があった場合

●施工停止命令
●災害防止措置命令
（擁壁の設置等）

**施工後の適正な管理**

土地所有者等 — 常時安全な状態に維持する責務 → **管理責任の明確化**

原因行為者※
（※過去の土地所有者等）

管理不全等により安全性に問題が生じている場合

●改善命令
（擁壁の設置等）

**機動的な是正命令**

法適用前に行われた盛土等も効力発生

**都道府県知事等**

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。
※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

○無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、
**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役３年以下・罰金1,000万円以下）**
○法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置**（最大で３億円以下）**

**実効性のある罰則**

4

# 許可申請から工事の完了までの流れ

国土交通省の資料より

□ 現行宅造法と比較して新規で追加される手続

## 許可申請前

**土地所有者等の同意**
●盛土等を行う土地の**所有者等全員の同意**（許可要件）

窓口へ事前相談
許可又は届出の要否等
（標準処理期間に含まない）

**周辺住民への事前周知**
●周辺地域の住民に対し、**説明会の開催等**により工事の内容を周知

## 許可申請

**許可基準への適合**

（許可基準）
- 災害防止のための**安全基準**に適合すること
- 必要な**資力・信用**を有すること
- **工事施行者**が必要な**能力**を有すること
- 土地の**所有者等全員の同意**を得ていること

赤字：現行宅造法と比較して新規で追加される事項

▼

**都道府県知事等の許可**

他法令の許可見込みを確認
（同日付け許可は不要）

↳ ※都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を**公表**

## 工事着手

**現場での標識掲出**
●工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る**許可を受けている旨の表示**

**定期報告**
●工事の施工状況について、**3ヶ月ごとに報告**（例：土石の堆積量）
※ 一定規模以上の盛土・切土、一時堆積に適用

・工事休止期間も報告必要
・許可日から3ヶ月以内に完了する場合は報告不要

**中間検査**
●工事完了後に確認困難となる工程について、**現地検査**（例：排水施設の設置）
※ 一定規模以上の盛土・切土に適用

中間検査【特定工程】
（政令24条1項）
暗渠排水管を設置する工事
特定工程がない場合は中間検査不要

## 工事完了

**完了検査**
●安全基準への適合について**現地検査**（例：盛土の形状、擁壁の強度　等）

※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

# 盛土規制法に基づく申請の手引き及び技術基準

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく事務手続きの取り扱いを示したもの
(中核市の松山市は別途定めています)

手引き（公表用）

**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく**

**（盛土規制法）**

**届出･許可申請の手引き**

手続きに必要となる書類の
作成要領や様式等を示したもの
（全86ページ）

**第１版**

**令和７年４月**

**愛媛県土木部道路都市局都市計画課**

＜手引き目次＞


1．宅地造成・特定盛土等又は
　土石の堆積に関する工事許可の概要

2．許可権者

3．工事の技術的基準及び設計者資格

4．宅地造成・特定盛土等及び土石の
堆積に関する工事の許可申請等
（申請図書、留意事項、手数料など）

5．検査及び定期報告

6．宅地造成・特定盛土等及び
　土石の堆積に関する工事の届出
　（届出対象工事など）

7．許可申請・届出窓口担当部署

8．申請書等様式


技術基準（公表用）

**宅地造成及び特定盛土等規制法**

**（盛土規制法）に基づく技術基準**

盛土等防災マニュアルの解説
(盛土等防災研究会編集・㈱ぎょうせい発行)
をもとに、重要なポイントを県として定めたもの
（全43ページ）

**第１版**

**令和７年４月**

**愛媛県土木部道路都市局都市計画課**

# 盛土規制法の許可及び届出、手数料一覧表（手引きp2,p23）

| | | |
|---|---|---|
| **新規**の盛土等 | ①許可 | □「**盛土・切土**」**の許可申請**<br>□「**土石の堆積**」**の許可申請**<br>□上記の**変更許可申請** |
| | ②中間検査 | □上記の工事のうち、**盛土等で隠れる部分の排水施設を設置する工事**を行う場合 |
| | ③定期報告 | □上記の工事のうち、工事の期間が３か月を超える場合、**３か月ごと**に提出 |
| | ④完了検査 | □上記の**工事が完了（土石の堆積が完全撤去）**した場合 |
| | ⑤届出１ | □「**盛土・切土**」**の届出**<br>□「**土石の堆積**」**の届出**<br>□上記の**変更届出**<br>※特盛区域における届出 |
| **既存**の盛土等 | ⑥届出２ | □**運用開始の際に行われている「盛土や切土」「土石の堆積」の届出**<br>（規制開始日より２１日以内に届出必要） |
| その他 | ⑦届出３ | □規制区域内において、**「擁壁や崖面崩壊防止施設等の除却工事」の届出**<br>（許可・届出したものを除く）<br>□規制区域内において、**「公共施設用地を宅地や農地等に転用」した届出** |

※１　**国・県の場合**、①許可は**協議**となり、②～⑦は該当する場合必要
※２　**都計法開発許可を受けた場合**、②③⑥⑦は該当する場合必要、①④⑤は不要（**みなし許可**）

※新規許可

※5/23の区域指定前に
着手している場合の届出

※届出は手数料不要

新規の場合

盛土規制法に基づく許可申請手数料　（円）

| 盛土・切土をする土地の面積 | 宅地造成・特定盛土等 | 土石の堆積 |
|---|---|---|
| 500m2以内 | 17,000 | 13,000 |
| 500m2超え1,000m2以内 | 26,000 | 15,000 |
| 1,000m2超え2,000m2以内 | 36,000 | 17,000 |
| 2,000m2超え3,000m2以内 | 51,000 | 20,000 |
| 3,000m2超え5,000m2以内 | 62,000 | 27,000 |
| 5,000m2超え10,000m2以内 | 82,000 | 30,000 |
| 10,000m2超え20,000m2以内 | 130,000 | 35,000 |
| 20,000m2超え40,000m2以内 | 190,000 | 47,000 |
| 40,000m2超え70,000m2以内 | 310,000 | 62,000 |
| 70,000m2超え100,000m2以内 | 440,000 | 91,000 |
| 100,000m2超え(10ha超え) | 570,000 | 110,000 |

※県証紙による納付

許可の標準処理期間
宅地造成・
特定盛土等の場合：３０日
土石の堆積の場合：１４日
---
書類が揃った段階で受付して
処理に要する期間であり、
事前相談等の期間は含みません。

※変更許可の手数料
①変更前の面積に応じた金額の1/10
②縮小後の面積に応じた金額の1/10
③新たに編入する面積に応じた金額
④その他の変更10,000円

変更許可申請にあたっては、変更前後（見え消し）が分かるようにしてください。
なお、工事主等の氏名若しくは名称又は住所の変更、着手予定日又は工事完了予定日の変更は、「軽微な変更」となり、変更許可は不要ですが、変更の届出は必要です。

# 盛土規制法の許可及び届出対象面積の算定方法（手引きp6）

**＜宅造区域と特盛区域にまたがる場合＞**
①宅造区域が許可要件に該当⇒全体について、法12条(宅造)の許可対象
②全体が特盛区域の許可要件に該当⇒全体について、法30条（特盛）の許可対象
③全体が特盛区域の届出要件に該当⇒全体について、法27条の届出対象

【盛土･切土の場合】
盛土･切土を行う部分の合計面積

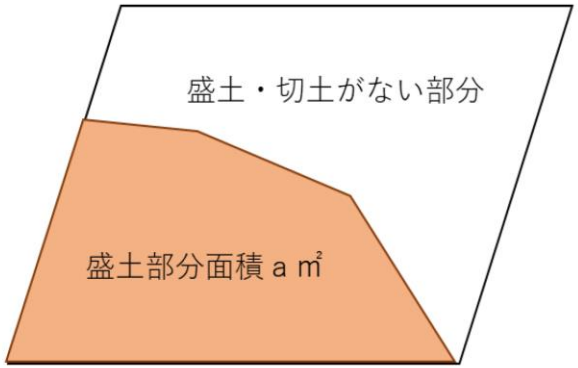


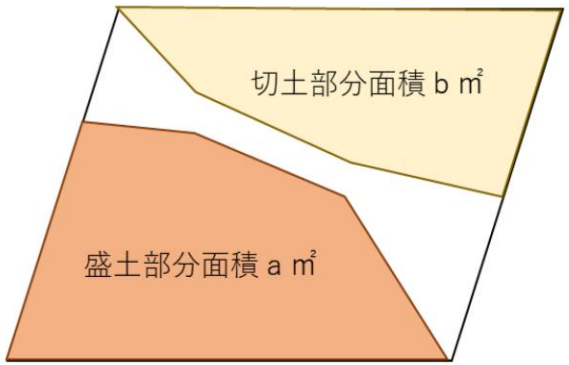


【土石の堆積の場合】
土石の堆積を行う部分の合計面積

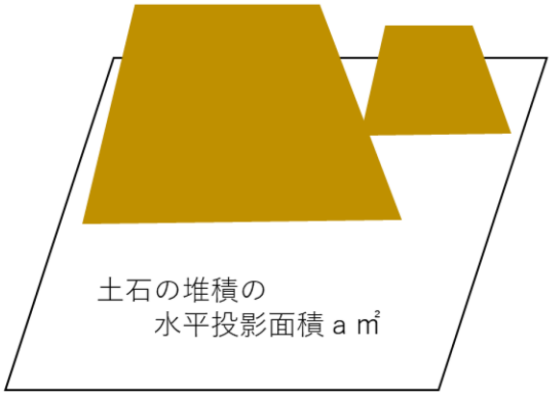


※切盛土又は土石の堆積を行う部分の面積が手数料の額を判定する面積となります

【盛土等の高さが 30cm を超える場合の取扱い】
高さが 30cm を超える部分の面積のみ計上
表１－２の宅地造成、特定盛土等の⑤の場合、又は、土石の堆積の②の場合に下記の考え方が適用

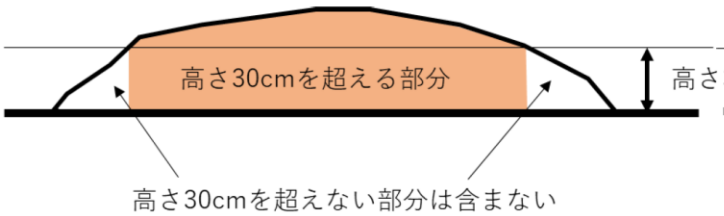


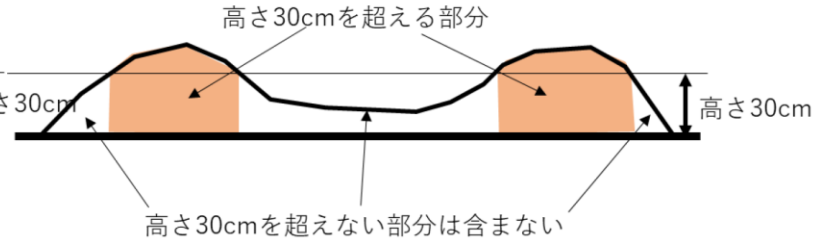

# 土石（土砂若しくは岩石）の堆積の定義（手引きp1）

【考え方】

**1.土石の堆積の定義**

国土交通省の資料より

●土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指すものとする。

**○ 土砂に該当するもの**

・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という）
・石を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの
・土に性状改良材を混合等したもの
・有機物を含む土
・建設廃棄物を土と同等の性状にしたもの

**○ 岩石に該当するもの**

・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という）
・建設廃棄物を石と同等の性状にしたもの

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外

●土石の堆積は一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当する。

●工場等については、原料の土石を堆積する場合であっても、土石の堆積の対象外とする。ただし、土石に該当する製品を主に製造する工場等（土質改良プラント等）については、原料を含めて土石の堆積の対象とする。

●建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。

●既存盛土についておおむね５年ごとに基礎調査により分布等について調査を行うことから、５年以上にわたり除去されない土石の堆積については盛土に該当するものとして安全性等を評価されるべきであることを踏まえ、土石の堆積期間は最大５年とする。

**【運用イメージ】**

# 廃棄物処理法との関係（建設廃棄物を土または石と同等にした場合）

「廃棄物処理法第７条第６項の許可を受けた者等が行う当該許可等に係る工事」に該当すれば盛土規制法の許可等は不要です。（廃棄物処理法で適切に対応）
なお、以下のイメージ図の「×」の場合は、許可又は届出対象規模であれば手続きが必要です。

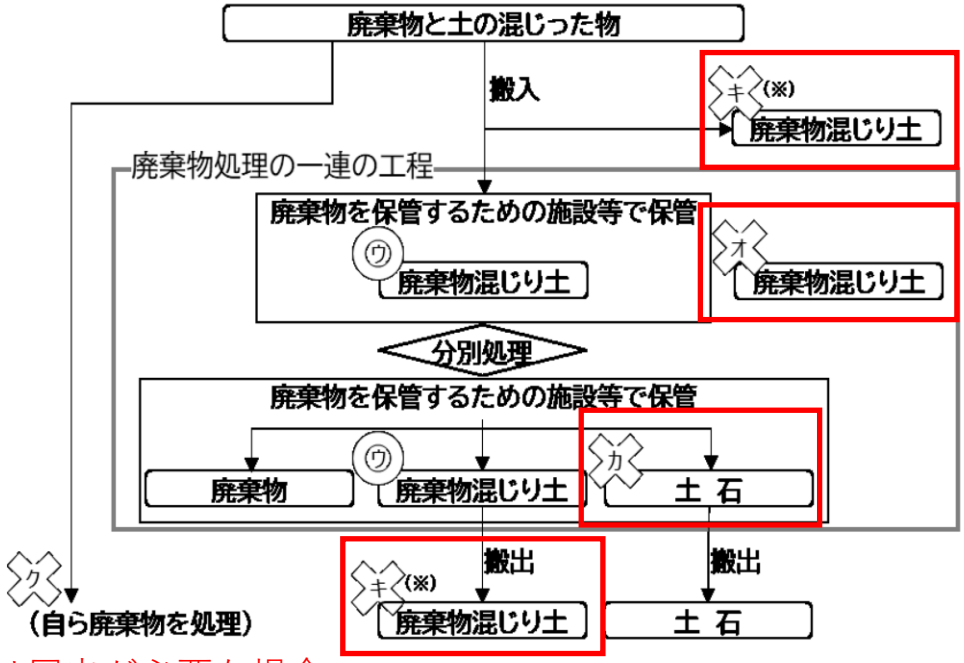


国土交通省の資料より

○ 廃棄物を保管するための施設等の事業の用に供する施設内
→ 盛土規制法の許可不要工事の範囲
（ただし、廃棄物処理の一連の工程に含まれない場合(※)及び分別処理後の土石は、盛土規制法の適用対象となり得る）

○ 廃棄物を保管するための施設等の事業の用に供する施設外
→ 盛土規制法の許可不要工事の範囲外

許可又は届出が必要な場合

・廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理するためであっても、 中間処分業を行う際に廃棄物を保管するための施設等、事業の用に供する施設以外の場所において保管する場合
・廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理した後に生じる、 廃棄物と分けられた土石の堆積を行う場合
・中間処分業を行う際に廃棄物を保管するための施設等、事業の用に供する施設において行われる廃棄物と土石の混じったものの 保管であっても、廃棄物の処理の一連の工程に含まれないと判断される場合

# 都市計画法（開発許可）との関係　（手引きp8）

（注）面積要件のみによる整理

＜宅地造成等工事規制区域＞　※500m2超の場合は形の変更を伴う開発行為に限る

| | 市街化区域 | 市街化調整区域 | 非線引き<br>都市計画区域 | 都市計画区域外 |
|---|---|---|---|---|
| 500m2以下 | ※一定の高さを超える場合、<br>盛土規制法許可 | 開発許可 | ※一定の高さを超える場合、<br>盛土規制法許可 | ※一定の高さを超える場合、<br>盛土規制法許可 |
| 500m2超<br>1,000m2未満 | 盛土規制法許可 | 開発許可<br>（みなし許可） | 盛土規制法許可 | 盛土規制法許可 |
| 1,000m2以上<br>3,000m2未満 | 開発許可<br>（みなし許可） | | | |
| 3,000m2以上<br>10,000m2未満 | | | 開発許可<br>（みなし許可） | |
| 10,000m2以上<br>（1ha以上） | | | | 開発許可<br>（みなし許可） |

新居浜市、西条市の
開発許可は1,000m2以上

＜特定盛土等規制区域＞　※3,000m2超の場合は形の変更を伴う開発行為に限る

| | 市街化区域 | 市街化調整区域 | 非線引き<br>都市計画区域 | 都市計画区域外 |
|---|---|---|---|---|
| 500m2以下 | ※一定の高さを超える場合、<br>盛土規制法届出又は許可 | 開発許可 | ※一定の高さを超える場合、<br>盛土規制法届出又は許可 | ※一定の高さを超える場合、<br>盛土規制法届出又は許可 |
| 500m2超<br>1,000m2未満 | 盛土規制法届出<br>（一定の高さ超の場合許可） | | 盛土規制法届出<br>（一定の高さ超の場合許可） | 盛土規制法届出<br>（一定の高さ超の場合許可） |
| 1,000m2以上<br>3,000m2未満 | 開発許可 | | | |
| 3,000m2以上<br>（盛土は3,000m2超）<br>10,000m2未満 | 開発許可<br>（みなし許可） | 開発許可<br>（みなし許可） | 開発許可<br>（みなし許可） | 盛土規制法許可 |
| 10,000m2以上<br>（1ha以上） | | | | 開発許可<br>（みなし許可） |

新居浜市、西条市の
開発許可は1,000m2以上

国土交通省の資料より

## 許可対象となる盛土等の規模

赤文字　宅地造成等工事規制区域　　青文字　特定盛土等規制区域

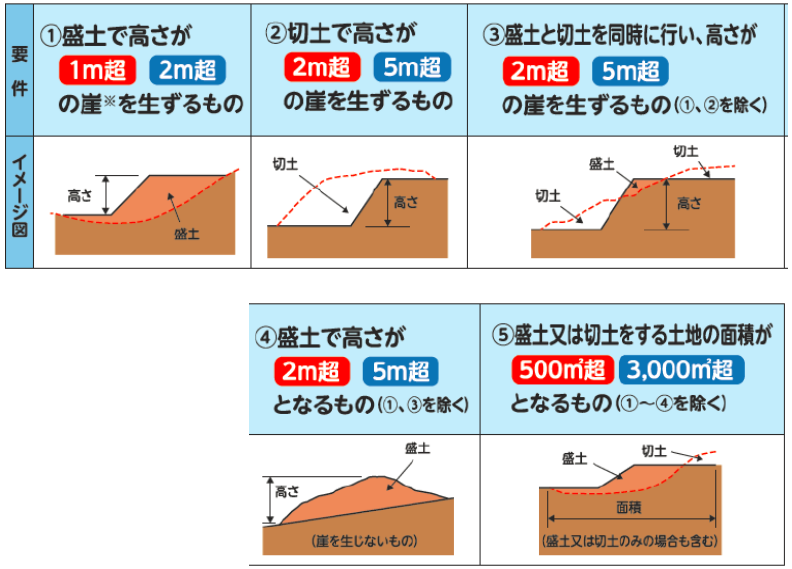


事前相談で、形の変更を伴う開発行為に該当するか確認

<u>都市計画法または盛土規制法</u>

災害の防止（構造等審査）

<u>土砂条例（3,000m2以上）</u>

環境の保全（土壌・水質検査）

（注）みなし許可の場合、盛土規制法の技術基準、標識の掲示必要。一定規模を超える場合は中間検査及び定期報告が必要。

# みなし許可（形の変更）の場合に適用される規定

○開発許可によるみなし許可の場合、適用される盛土規制法の規定は下表のとおり（許可申請に係る条項のみ抜粋）。

| 内容 | 条項 | 盛土規制法 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 住民への周知 | 第11条・第29条 | － | |
| 工事の許可<br>・土地所有者等の同意<br>・許可の公表、通知　　等 | 第12条・第30条 | － | 都市計画法の規定に従う |
| 工事の技術的基準等 | 第13条・第31条 | 適用 | 都市計画法33条１項７号により引用（参考参照） |
| 許可証の交付又は不許可の通知 | 第14条・第33条 | － | 都市計画法の規定に従う |
| 変更の許可等 | 第16条・第35条 | － | 都市計画法の規定に従う |
| 完了検査等 | 第17条・第36条 | － | 都市計画法の規定に従う |
| 中間検査 | 第18条・第37条 | 適用 | |
| 定期の報告 | 第19条・第38条 | 適用 | |
| 監督処分 | 第20条・第39条 | 適用 | |
| 標識の掲示 | 第49条 | 適用 | 国土交通省の資料より |

**【参考】都市計画法（開発許可の基準）**

**第三十三条**　都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

**七**　地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

| | | |
|---|---|---|
| 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域 | 開発行為に関する工事 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域 | 開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事 | 宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。 |

# 建築基準法（建築確認）との関係　（手引きp9）

＜建築確認について＞

①建築物を建築する場合で、盛土・切土を伴う場合は、盛土規制法の許可又は届出の要否を確認し、先に盛土規制法の許可又は届出をしてください。
（建築基準法施行令第９条第９号）
**※盛土規制法に基づく許可証等の写しを添付**

②盛土規制法の許可を受けた擁壁は、改めて「工作物の建築確認」を受ける必要はありません。
（建築基準法第88条第４項）

③建築基準法第42条第５号に基づく道路位置指定において、盛土・切土を伴う場合は、盛土規制法に基づく許可が必要となる場合があります。

県ホームページ（建築住宅課）に掲載

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するチェックリスト

記入年月日　　年　　月　　日
設計者氏名

下記申請地で行う建築行為又は道路の位置の指定に伴う造成工事については、盛土規制法の許可又は届出対象となる造成工事に該当しませんので、その旨を報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 建築主又は築造主 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 申請地 | | |
| （予定）建物用途 | | |
| 規制区域の種別 | 宅地造成等工事規制区域　・　特定盛土等規制区域<br>※該当する方を囲んでください | |

| 許可又は届出対象となる造成工事（裏面参照） | 該当の有無 | |
|---|---|---|
| ①盛土で高さが１ｍを超える崖を生ずるもの | □有 | □無 |
| ②切土で高さが２ｍを超える崖を生ずるもの | □有 | □無 |
| ③盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍを超える崖を生ずるもの<br>（①、②を除く） | □有 | □無 |
| ④盛土で高さが２ｍを超えるもの<br>（①、③を除く） | □有 | □無 |
| ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡を超えるもの<br>（盛土または切土をする厚さが 30cm 以下のものは除く。）<br>（①～④を除く） | □有 | □無 |

# 土石の堆積における工事現場及びその付近の考え方（手引きp5）

盛土規制法の対象外となる行為

工事現場及び現場付近での土石の堆積

工事現場やその付近で一時的に土石を仮置きするものは、工事で一体的に安全管理することを前提に、盛土規制法の許可は不要
（仮置きは工事期間中が原則）

＜以下の条件が必要＞
①請負契約書や工事施工計画書等において、工事現場として位置付けられた土地であること
②本体工事と一体的に安全管理が可能な範囲であること（主任技術者兼務、10km以内のもの）
③仮置き場等に看板を設置すること

※土砂受け入れ地の設置に係る工事主が許可を申請
※土石の堆積に係る許可申請の工事期間は最長で５年以内（継続する場合は、変更許可が必要）
※堆積を複数に分けて行う場合、全体が対象規模を超える場合は許可が必要

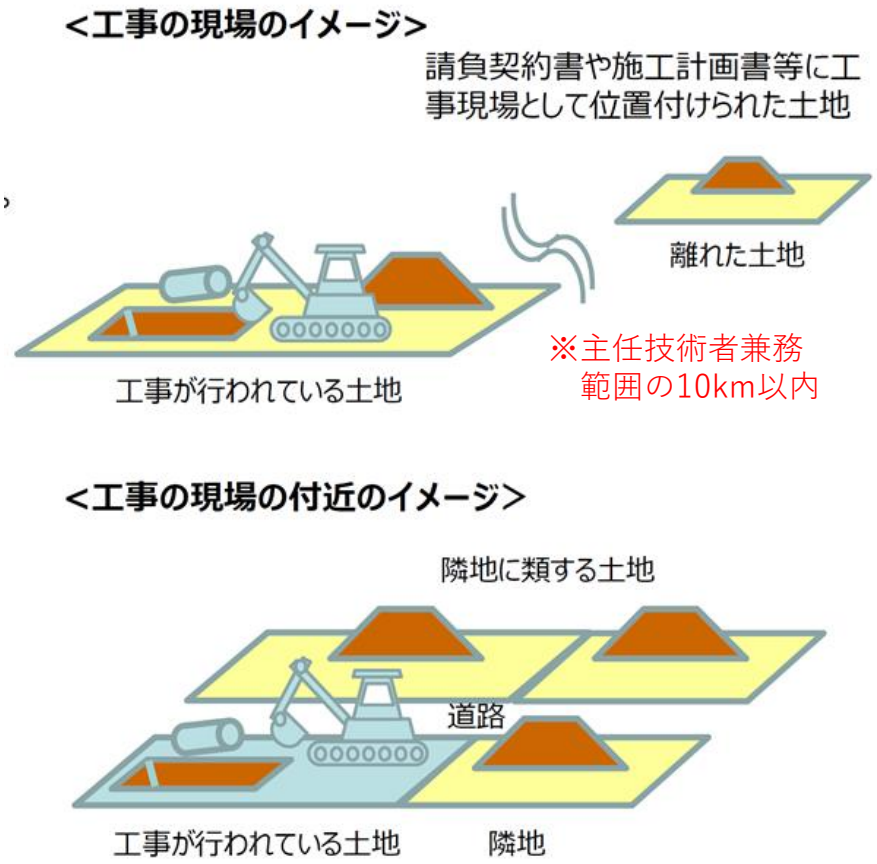

# 資源有効利用促進法（建設発生土）について

## 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

国土交通省の資料より

別紙２

建設工事から発生する土
- 廃棄物混じり土 → 分別 → 廃棄物 ・・・廃掃法に基づき適正に処理
- 廃棄物混じり土 → 分別 → 廃棄物を分別した土 → 建設発生土
- 建設工事から発生する土 → 建設発生土 ・・・資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用 ｛ 他工事利用 / 残土処理場

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

### 指定利用等の徹底

○ 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底

○ 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国　　：99%
都道府県：88%　政令市：77%
市区町村（政令市除く）　：69%

※H30建設副産物実態調査結果（土量ベース）

### 建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】　資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先（他の工事現場、残土処分場等）等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

【R5施行の概要】

○ 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000㎥ →500㎥）、保存期間の延長（1年→5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化　【省令改正：R5.1.1施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化　【政令改正：R5.1.1施行】

○ 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化　【省令改正：R5.5.26施行】

ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化　【告示：R5.5.26施行】

【R6施行の概要】

○ 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化
【省令改正・告示：R6.6.1施行（1年間の登録猶予期間後施行）】

【再生資源利用促進計画書】（イメージ）

計画書
請負会社　：●●株式会社
工事所在地：●●市●●町●●
建設発生土：●●●● ㎥
搬出先　：●●工事　●●● ㎥
　　●●処分場　●●● ㎥
コンクリート　：・・・・・・・・・・
アスファルト・コンクリート：・・・・・・・・
木材　　：・・・・・・・・・・

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる
- 国又は地方公共団体が管理する場所
- 他の建設現場で利用する場合
- 登録ストックヤード

＋

### 盛土規制法等

○ 厳格な盛土許可制　○ 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
○ 盛土許可違反の建設業者への処分

# 盛土規制法に関係するガイドライン等について

国土交通省の資料より

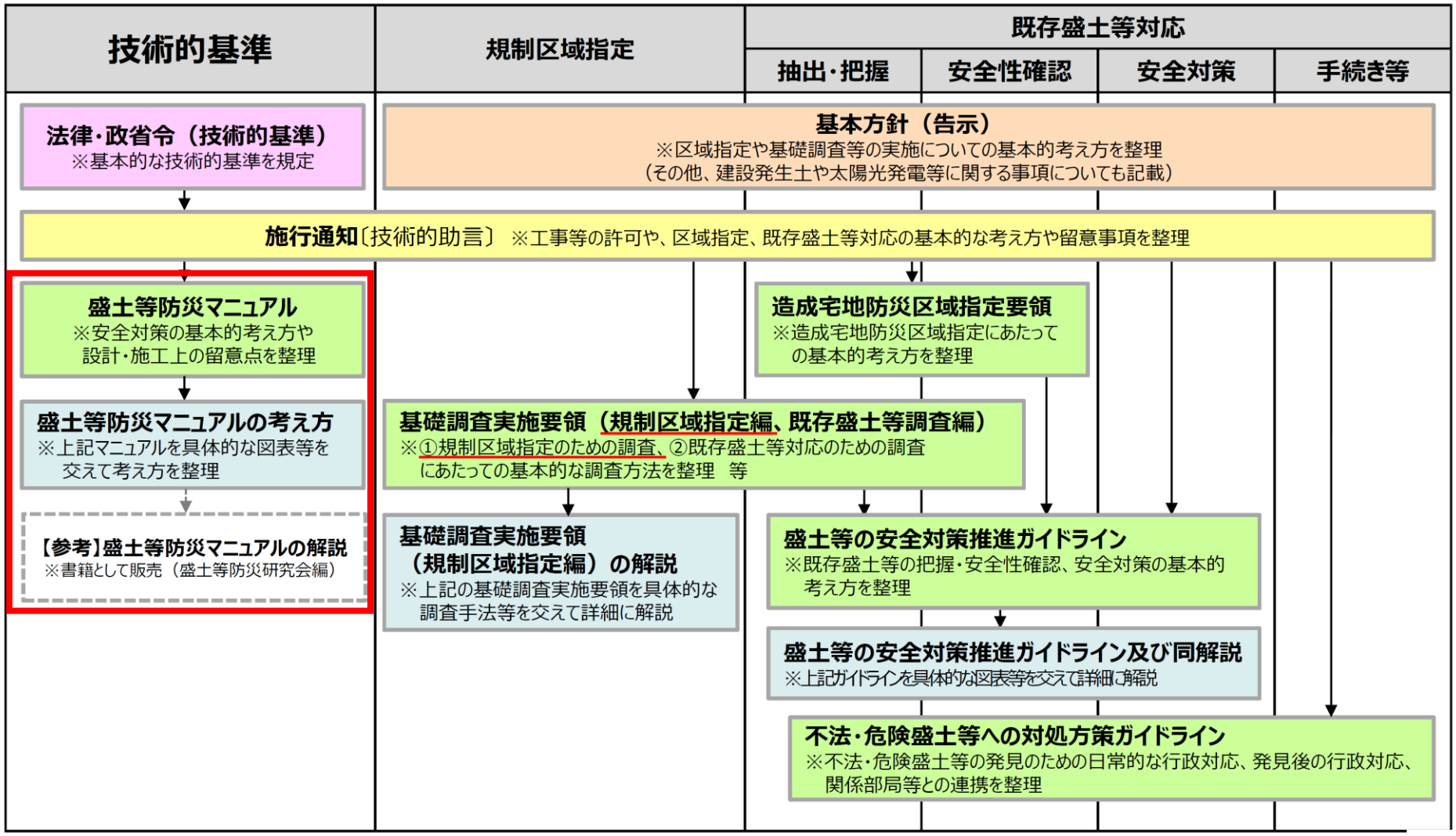


【凡例】 政令　告示　通知　通知別添　解説書等

# 盛土等防災マニュアルの改正概要と技術基準について（手引きp11）

国土交通省の資料より

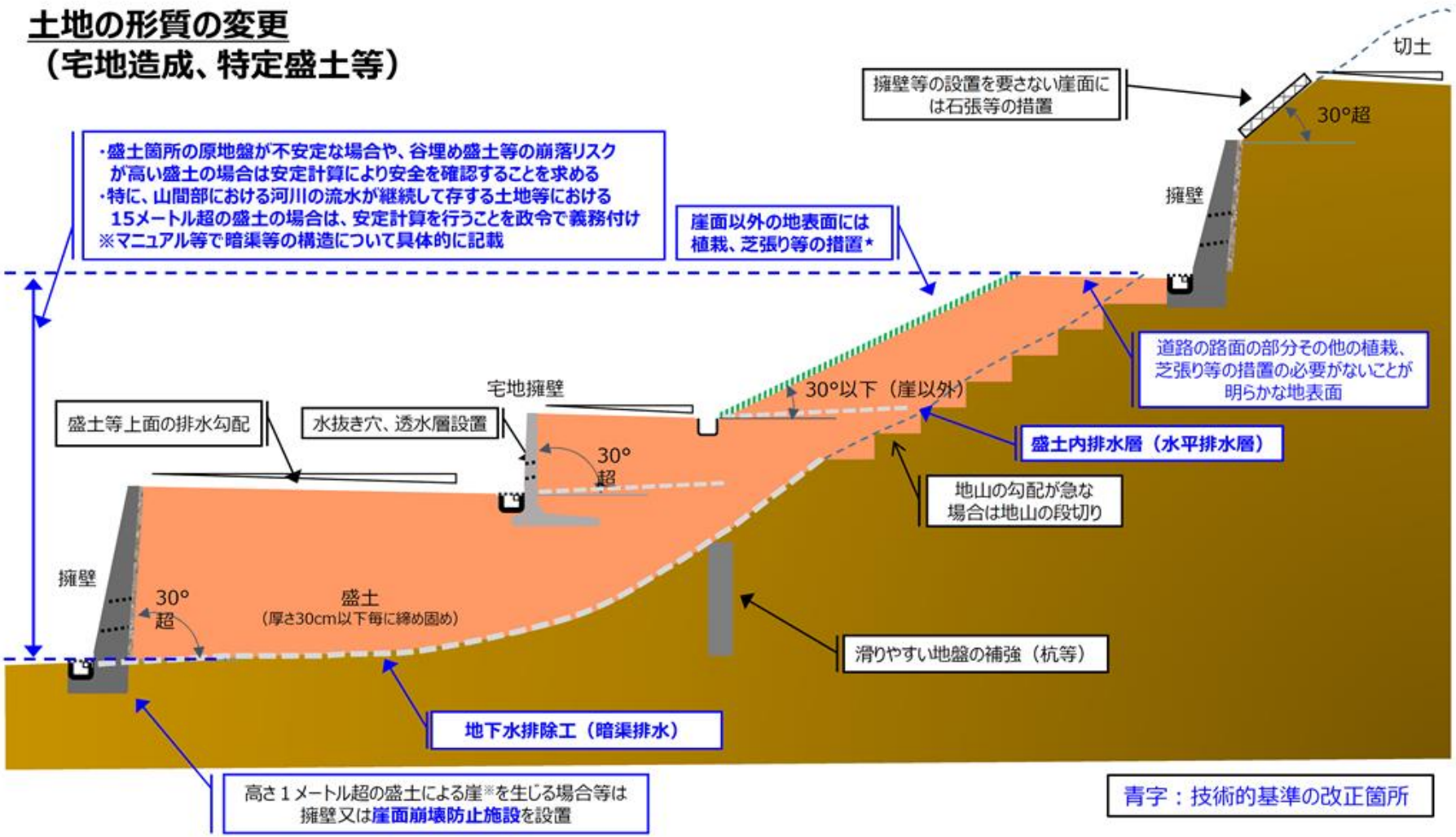


※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。
★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

# 盛土等防災マニュアルの改正概要と技術基準について（土石の堆積）

## 土石の堆積に係る技術的基準（政令）

国土交通省の資料より

※全項目、新規に規定

| 概要 | 規定 |
|---|---|
| 地盤の安全確保 | ・堆積する土地の地盤の勾配は10分の１以下<br>（堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く）<br>・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置 |
| 周辺の安全確保 | ・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地（勾配10分の１以下）の確保<br>（イ）堆積する土石の高さが５メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地<br>（ロ）堆積する土石の高さが５メートル超の場合、当該高さの２倍を超える幅の空地<br>・堆積した土石の周囲への柵等の設置<br>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く |
| 土石の崩壊防止措置 | ・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置 |

（注）「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に**搬出することを前提とした**、土石を**堆積する行為**

### 【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

**（イ）堆積する土石の高さが５メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置**

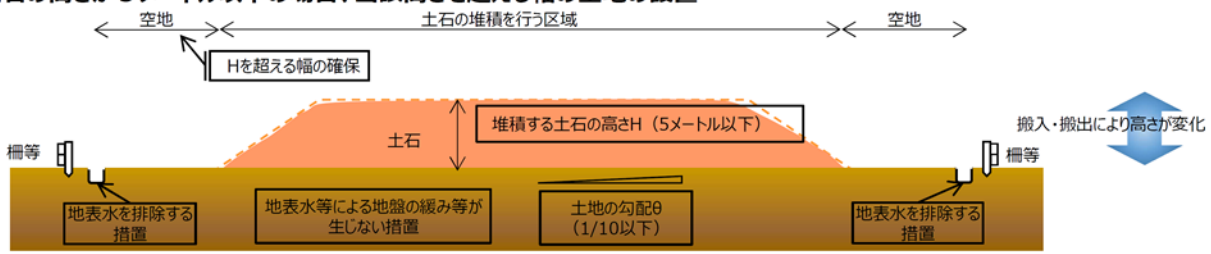


**（ロ）堆積する土石の高さが５メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置**

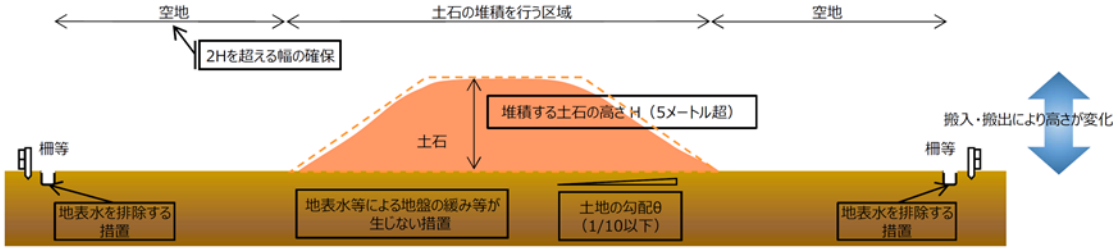


※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

# 許可申請にあたり必要な書類（手引きp14～20）

**＜宅地造成、特定盛土の場合＞**

※すべて掲載しており、備考欄に該当する場合に提出が必要です。
※正本１部・副本１部を提出（副本は許可証とあわせて返却）

・許可申請書
・擁壁の構造計算書　・盛土の安定計算書　・設計者資格　・状況写真
・申請者の証明書類　・資金計画書　・工事施工者能力に関する書類　・所有者等の同意書
・住民周知資料　・許認可等の写し　・委任状　・土地 建物登記事項証明書
・大臣認定擁壁　・誓約書　・その他書類
＜図面＞
・位置図　・地形図　・平面図　・断面図　・排水施設の断面図
・擁壁(崖面崩壊防止施設)の断面図　・擁壁(崖面崩壊防止施設)の背面図
・公図の写し　・現況図　・排水施設構造図　・防災計画平面図及び構造図　・丈量図

※図面に明示すべき事項
方位・土地境界線、盛土（緑色）、切土（黄色）、擁壁、排水施設等

**＜土石の堆積の場合＞**

・許可申請書　・土石の堆積の崩壊防止が適切か証する書類　・設計者資格　・状況写真
・申請者の証明書類　・資金計画書　・工事施工者能力に関する書類　・所有者等の同意書
・住民周知資料　・許認可等の写し　・委任状　・土地 建物登記事項証明書
・大臣認定擁壁　・誓約書　・その他書類
＜図面＞
・位置図　・地形図　・平面図　・断面図　・擁壁の断面図
・公図の写し　・現況図　・排水施設構造図　・丈量図　・擁壁の構造計算書

# 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請書の記入例

様式第二

記入例

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第1項 / 第 30 条第1項} の規定により、許可を申請します。

○○年○○月○○日

○ ○ 県 知 事 殿

申請者 氏名 ○○ ○○

※手数料欄

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 工事主住所氏名<br>（法人役員住所氏名） | ○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○開発 ○○ ○○<br>（○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○ ） |
| 2 | 設計者住所氏名 | △△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△ |
| 3 | 工事施行者住所氏名 | ◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇ |
| 4 | 土地の所在地及び地番<br>（代表地点の緯度経度） | □□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部<br>（緯度：◎◎度◎◎分◎秒 、 経度：◎◎度◎◎分◎秒） |
| 5 | 土地の面積 | ※切盛土のない範囲も含めた総面積 527.99 平方メートル |
| 6 | 工事着手前の土地利用状況 | 原野 |
| 7 | 工事完了後の土地利用 | 宅地（住宅建築あり） |
| 8 | 盛土のタイプ | 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土 |
| 9 | 土地の地形 | 渓流等への該当 有・無 |
| | イ 盛土又は切土の高さ | 1.85 メートル |
| | ロ 盛土又は切土をする土地の面積 | ※切盛土する面積（手数料の判定） 527.99 平方メートル |
| | ハ 盛土又は切土の土量 | 盛土 424.7 立方メートル |
| | | 切土 5.0 立方メートル |

<申請者>（注2）
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

<工事主住所氏名>（注3）
法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入

<設計者住所氏名>（注4）
資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印

<工事施行者住所氏名>（注5）
未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出

<代表地点の緯度経度>
（注6、留意事項４１.(2)①イ）
代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入

※地番すべて記載

<工事着手前の土地利用状況>
（留意事項４１.(2)①ロ）
宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入

※主たる登記地目を記載

<工事完了後の土地利用>
（留意事項４１.(2)①ロ）
宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入

# 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請書の記入例

記入例

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 工事の概要 | ニ 擁壁 | 番号 | 構造 | 高さ | 延長 |
| | | 別紙１のとおり | | メートル | メートル |
| | | | | | |
| | ホ 崖面崩壊防止施設 | 番号 | 種類 | 高さ | 延長 |
| | | 該当なし | | メートル | メートル |
| | | | | | |
| | ヘ 排水施設 | 番号 | 種類 | 内法寸法 | 延長 |
| | | 1 | U 型側溝 | 30 センチ | 62.54 メートル |
| | | 2 | 集水桝 | 30 センチ | 3 箇所 |
| | | 3 | 雨水桝 | 20 センチ | 3 箇所 |
| | ト 崖面の保護の方法 | コンクリート造の擁壁で保護 | | | |
| | チ 崖面以外の地表面の保護の方法 | 崖とは反対方向に排水勾配を設定 | | | |
| | リ 工事中の危害防止のための措置 | ・工事区域内にバリケードを設置<br>・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理 | | | |
| | ヌ その他の措置 | なし | | | |
| | ル 工事着手予定年月日 | ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 | | | |
| | ヲ 工事完了予定年月日 | ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 | | | |
| | ワ 工程の概要 | 別紙２のとおり | | | |
| 11 | その他必要な事項 | ○○法○条の許可を取得済み | | | |

| ※受付欄 | ※決裁欄 | ※許可に当たつて付した条件 | ※許可番号欄 |
|---|---|---|---|
| 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員氏名 | | | 係員氏名 |

＜盛土のタイプ＞
(注7、留意事項２1.)
該当する盛土のタイプに○印
(1)平地盛土:勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
(2)腹付け盛土:勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
(3)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土

＜土地の地形＞
(注8, 留意事項４1.(2)①ハ)
渓流等への該当の有無のいずれかに○印
・渓流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの
・具体的には、地形図等を用いて判読された渓床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲を基本とするが、都道府県等は現地の状況に応じて渓流等の範囲を変更することも可能

※渓流の範囲が不明な場合は、許可権者に相談

＜その他必要な事項＞(注9)
宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

※他法令の許可等（予定を含む）状況をすべて記載

# 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請書の作成例

記入例

別紙１　　10. 工事の概要　二. 擁壁　　集　計　表

| 番号 | 種別 | 高さ | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8-(1) | 1号ブロック積擁壁 | 1.45m | 14.48m | |
| 8-(1-2-1) | 2号ブロック積擁壁(1) | 0.75m～5.75m | 12.71m | |
| 8-(1-2-2) | 2号ブロック積擁壁(2) | 0.00m～5.75m | 26.87m | |
| | | | 54.06m | |
| | | | | |
| 8-(2-1) | 1号小口止工 | 2.18m | 0.30m | |
| 8-(2-2) | 2号小口止工 | 1.81m | 0.61m | |
| | | | 0.91m | |
| | | | | |
| 8-(3-1) | 1号重力式擁壁 | | | |
| 8-(3-2) | 2号重力式擁壁 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別紙2　ワ 工程の概要

工　　程　　表

| 業　務　名 | (仮称)□市◇◇区◇丁目地内宅地造成工事 | | | | | | 申請者　国土　太郎<br>設計者　株式会社□□建設<br>□□　□□ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1ヶ月 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 5ヶ月 | 6ヶ月 | 備　考 |
| 準　備　工 | | | | | | | |
| 土　工 | | | | | | | |
| 擁　壁　工 | | | | | | | |
| 排　水　工 | | | | | | | |
| 雑　工 | | | | | | | |
| 防　災　工 | | | | | | | |
| 後片付け | | | | | | | |

＜主な必要書類＞

①申請書

②構造計算書（擁壁等を設置する場合、渓流等で盛土する場合は、盛土の安定計算書）

③設計者資格証明書（5m超の擁壁等）

④資力・信用に関する書類

⑤土地に関する書類

⑥申請箇所の写真

⑦周辺住民への周知書類

⑧図面

位置図(1/10,000以上)
地形図(1/2,500以上)
平面図、断面図(1/500以上)
構造図(1/50以上)等

# 設計者資格に関する書類（手引きp12）

【資格が必要な工事規模】
① 高さが5mを超える擁壁の設置
② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設を設置

※該当する資格要件により、
卒業証明書、実務経験証明書、
資格証明書のいずれかを添付

【設計者の資格】

| 設計者の資格 | 設計者の資格を証する書類 |
|---|---|
| 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者 | ・卒業証明書<br>・実務経験証明書 |
| 短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者 | |
| 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者 | |
| 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者 | |
| 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者 | ・宅地造成技術講習会修了証書<br>・実務経験証明書 |
| 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者 | ・大学院に1年以上在学したことの証明書<br>・実務経験証明書 |
| 技術士資格のうち、下記いずれかの資格を有する者<br>・建設部門<br>・農業部門―農業農村工学<br>・森林部門―森林土木<br>・水産部門―水産土木<br>・林業部門―森林土木<br>・農業部門―農業土木 | ・技術士の資格証明書 |
| 一級建築士の資格を有する者 | ・一級建築士の資格証明書 |

# 資力及び信用に関する書類（手引きp15～17から抜粋）

【確認書類】

（申請者が個人の場合）

○ 資力・信用に関する書類（細則様式）
○ 資金計画書
　（宅地造成又は特定盛土等の場合）様式別記第三、（土石の堆積の場合）様式別記第五
○ 工事主の資金借入又は融資証明書
○ 預金残高証明書
○ 住民票の写し又は個人番号カードの写し（番号黒塗り）
○ 最新の所得税の納税証明書
○ 誓約書（細則様式）

＜収入＞
・自己資金や借入金は、その事実を証明する書類を添付してください。
（証明書の発行日付は申請日より３か月以内）
・資金借入又は融資証明書には、申請に係るための融資等であることを明記してください。

（申請者が法人の場合）

○ 資力・信用に関する書類（細則様式）
○ 資金計画書
　（宅地造成又は特定盛土等の場合）様式別記第三、（土石の堆積の場合）様式別記第五
○ 工事主の資金借入又は融資証明書
○ 預金残高証明書
○ 登記事項証明書
○ 役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し（番号黒塗り）
○ 最新の法人税、法人事業税の納税証明書
○ 誓約書（細則様式）

＜法人の場合＞
・商業登記を参照して、全ての項目について記入してください。
・役員について、取締役は全員記入してください。
・法人税、法人事業税の納税証明書の添付が必要です。

（盛土等を行った土地を譲渡することを業とする者の場合）

○ 宅地建物取引業の免許証の写し

# 工事施工者の能力に関する書類（手引きp16･フロー図追加）

【確認書類】
○ 工事施工者の能力に関する書類(細則様式)
○ (工事施工者が個人の場合)住民票の写し又は個人番号カードの写し(番号は黒塗り)
○ (工事施工者が法人の場合)法人の登記事項証明書
① 法人の登記証明書(登記簿謄本)
② 事業経歴書
③ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
④ 工事を指導･監督する技術者の経歴書
⑤ 当該工事に係る契約書の写し
①～⑤の確認書類は工事施工者により異なるため、下記フローにより確認。

＜法人の場合＞
・商業登記を参照して、全ての項目について記入してください。
・本工事に係る技術者全員記入してください。
・法人税、法人事業税の納税証明書の添付が必要です。

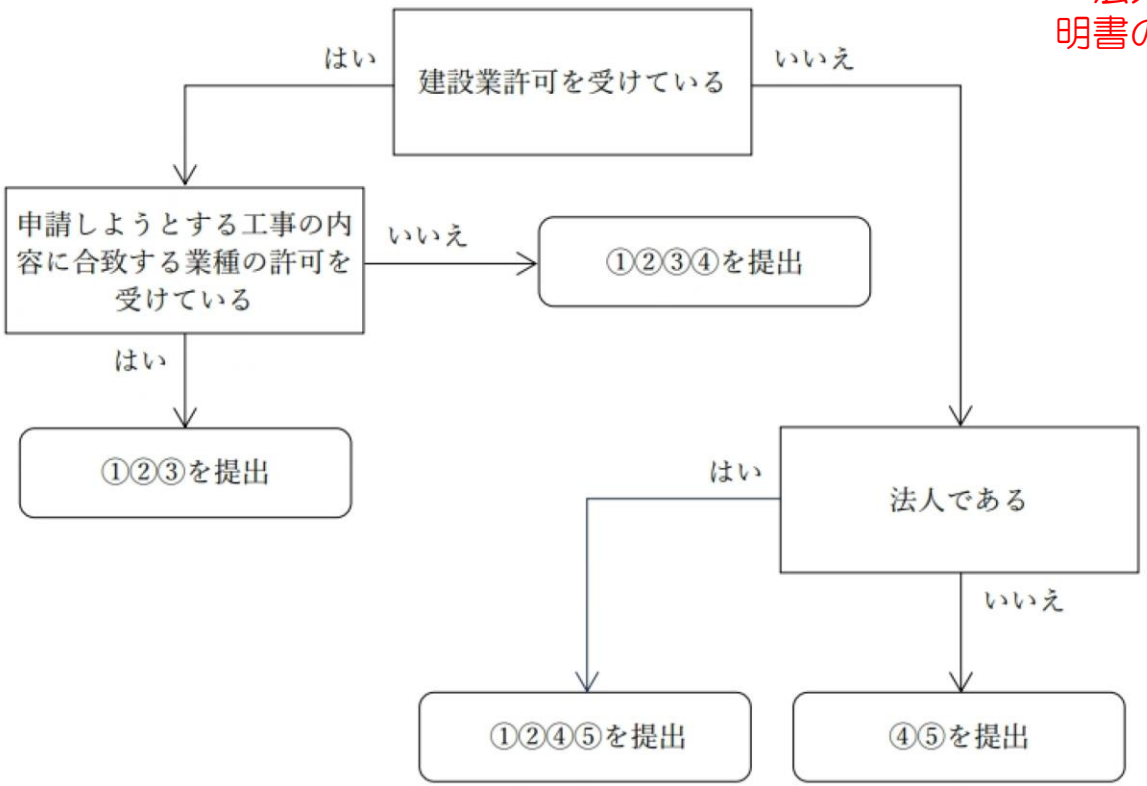

# 土地所有者等の同意書類及び工事主の誓約書（手引きp16）

工事の許可申請にあたり、あらかじめ当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要がある。

＜権利者の同意＞
・権利を有する者の同意を取得してください。
（複数枚となっても構いません）
・権利者の印鑑登録証明書又は印鑑証明書の添付をお願いします。（同意年月日前後３か月以内）
・同意は、相続人すべて必要です。
（相続関係を証明する書類を添付）
・抵当権、先取特権等の担保物権については、土地の使用収益に支障のある権利ではなく、同意の対象外です。
・建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

＜＜審査事項＞＞
【確認書類】
○ 細則様式
○ 同意者全ての印鑑(登録)証明書
○ 権利関係者一覧表

【同意を必要とする権利者】
○ 工事をしようとする土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、質権、賃借権、採石権又は使用借権を有するとともに、当該土地を使用する権利者

【誓約書】
○細則様式
・法に違反していない旨等の誓約書
・暴力団等に該当しない旨の誓約書

・申請者が法人の場合、役員を全員記入してください。
役員とは、会社法上の役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者です。
記入欄が足りない場合は、別に一覧表を作成ください。
＜氏名の自署＞
・申請者が法人の場合、記名押印でも構いません。
その場合は、法人代表社印を押印してください。

# 住民への周知方法（手引きp13）

○規制区域内における宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこととした。（法第11条・第29条）

工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法は、①～③から選択する。（省令第６条）

・政令７条２項２号に規定する土地（渓流等）において高さが15mを超える盛土をする場合は①を必須とする

①宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること

②宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること

③宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること

| 周知する工事の内容 | |
|---|---|
| 宅地造成又は特定盛土等 | 土石の堆積 |
| ①工事主の氏名又は名称<br>②工事が施行される土地の所在地<br>③工事施行者の氏名又は名称<br>④工事の着手予定日及び完了予定日<br>⑤盛土又は切土の高さ<br>⑥盛土又は切土をする土地の面積<br>⑦盛土又は切土の土量 | ①工事主の氏名又は名称<br>②工事が施行される土地の所在地<br>③工事施行者の氏名又は名称<br>④工事の着手予定日及び完了予定日<br>⑤土石の堆積の最大堆積高さ<br>⑥土石の堆積を行う土地の面積<br>⑦土石の堆積の最大堆積土量 |

＜周知の範囲＞

・手引きの考え方を示していますが、盛土等の規模や地形等から判断される影響の範囲としてください。

・住民とは、実際に工事の周辺地域に居住している者です。

# 規制開始時点で施工中で届出が必要となる工事の規模（手引きp29）

正本１部（管理課において収受印を押印した写しを返却）

・届出書　・委任状（代理人による手続きの場合）全ての届出で必要

・写真・位置図・地形図・平面図・住民票の写し等　青枠届出で必要

| 行為 | 提出書類 | 対象規模 |
|---|---|---|
| 宅地造成・特定盛土等（法第２条、政令第３条） | 表６－３のNo.1,2 | ①盛土で高さが１ｍを超える崖<br>②切土で高さが２ｍを超える崖<br>③盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍを超える崖を生ずるもの（①②を除く）<br>④盛土で高さが２ｍを超えるもの（①～③を除く）<br>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡を超えるもの（①～④を除く） |
| | 表６－３のNo.1～7 | ①盛土で高さが２ｍを超える崖<br>②切土で高さが５ｍを超える崖<br>③盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍを超える崖を生ずるもの（①②を除く）<br>④盛土で高さが５ｍを超えるもの（①～③を除く）<br>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの（①～④を除く） |
| 土石の堆積（法第２条、政令第４条、省令第８条(10)イ） | 表６－３のNo.1,2 | ①土石の堆積の高さが２ｍ超かつ土地の面積が 300 ㎡を超えるもの<br>②土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を超えるもの（①を除く） |
| | 表６－３のNo.1～7 | ①土石の堆積の高さが５ｍ超かつ土地の面積が 1,500 ㎡を超えるもの<br>②土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの（①を除く） |

※規制開始日より原則２１日以内に届出が必要

※500m2超であっても、最大高さが30cmを超えない場合は、届出不要

# 特盛区域で届出が必要となる工事（手引きp30～32）

正本１部（管理課において収受印を押印した写しを返却）

・届出書　・委任状（代理人による手続きの場合）

・写真・位置図・地形図・平面図・住民票の写し等

表６－２　届出が必要な工事の規模

| 区域 | 行為 | 届出が必要となる盛土・切土の規模 |
|---|---|---|
| 特定盛土等規制区域 | 盛土、切土 | ①盛土で高さが１ｍを超える崖<br>②切土で高さが２ｍを超える崖<br>③盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍを超える崖を生ずるもの（①②を除く）<br>④盛土で高さが２ｍを超えるもの（①～③を除く）<br>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡を超えるもの（①～④を除く） |
| | 土石の堆積 | ①土石の堆積の高さが２ｍ超かつ土地の面積が 300 ㎡を超えるもの<br>②土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を超えるもの（①を除く） |
| 規制区域全域 | ①次の全部または一部の除却工事を行う場合<br>・高さ２ｍ超の擁壁又は崖面崩壊防止施設<br>・地表水等を排除するための排水施設<br>・地滑り抑止ぐい等<br>②公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合 | |

※工事に着手する３０日前に届出が必要（除却工事は１４日以内）

※500m2超であっても、最大高さが30cmを超えない場合は、届出不要

# 標識の掲示及び着手届（手引きp24）

【対象】許可を受けた工事又は届出をした工事
【掲示・提出タイミング】工事着手前
【許可の場合必要書類】着手届、標識の掲示状況写真、工事の工程計画書

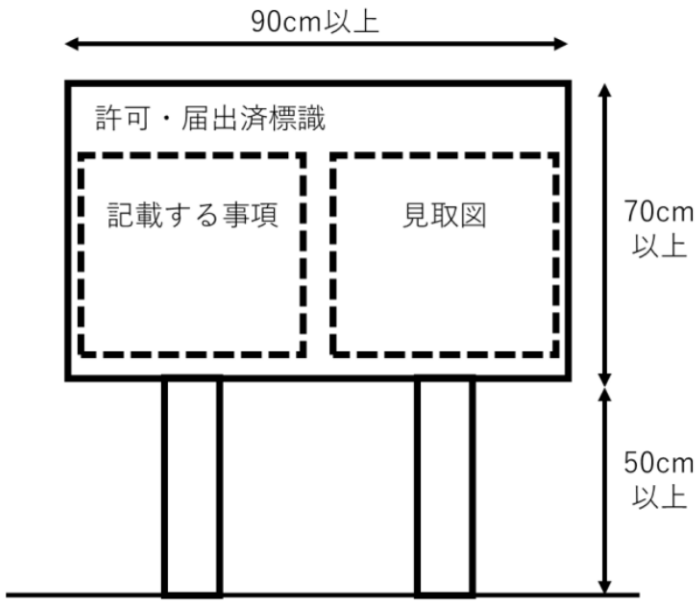


※「着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点を指す。

記載する事項（省令第 87 条）

①工事主の氏名又は名称・住所（法人は代表者氏名）
②許可年月日・許可番号（届出年月日）
③工事施行者の氏名又は名称
④現場管理者の氏名又は名称
⑤着手予定年月日及び完了予定年月日
※許可の場合は、許可期間
⑥盛土・切土の高さ（土石の堆積の最大堆積高さ）
⑦盛土・切土（土石の堆積）を行う土地の面積
⑧盛土、切土の土量（土石の堆積の最大堆積土量）
⑨工事関係者の連絡先
⑩許可又は届出担当の名称・連絡先
※「見取図」は、許可申請時に提出する「土地の平面図」を簡略化したもの。

※都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可となる場合も標識掲示が必要

# 盛土規制法の許可申請・届出窓口について（手引きp33）

**※窓口連絡先※**　　※中核市の松山市は令和 6 年 10 月より運用開始となっております。

| 申請所在地 | 届出窓口・担当部署 | 課名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 四国中央市 | 四国中央土木事務所 | 用地管理課 | 799-0404 | 四国中央市三島宮川 4-6-55 | 0896-24-4455 |
| 新居浜市, 西条市 | 東予地方局建設部 | 管理課 | 793-8516 | 西条市喜多川 796-1 | 0897-56-1300 |
| 今治市, 上島町 | 今治土木事務所 | 管理課 | 794-8502 | 今治市旭町 1-4-9 | 0898-23-2500 |
| 伊予市, 東温市<br>松前町, 砥部町 | 中予地方局建設部 | 管理課 | 790-8502 | 松山市北持田町 132 | 089-941-1111 |
| 久万高原町 | 久万高原土木事務所 | 用地管理課 | 791-1201 | 上浮穴郡久万高原町久万 571-1 | 0892-21-1210 |
| 大洲市, 内子町 | 大洲土木事務所 | 事業管理課 | 795-8504 | 大洲市田口 425-1 | 0893-24-5121 |
| 八幡浜市, 伊方町 | 八幡浜土木事務所 | 管理課 | 796-0048 | 八幡浜市北浜 1-3-37 | 0894-22-4111 |
| 西予市 | 西予土木事務所 | 用地管理課 | 797-0015 | 西予市宇和町卯之町 5-175-3 | 0894-62-1331 |
| 宇和島市<br>松野町, 鬼北町 | 南予地方局建設部 | 管理課 | 798-8511 | 宇和島市天神町 7-1 | 0895-22-5211 |
| 愛南町 | 愛南土木事務所 | 用地管理課 | 798-4194 | 南宇和郡愛南町城辺甲 2420 | 0895-72-1145 |
| その他問合せ | 県庁 | 都市計画課 | 790-8570 | 松山市一番町 4-4-2 | 089-912-2742 |

# 盛土規制法に係る事前相談について

## 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る事前相談書

※県ホームページに掲載
各担当部署へお問い合わせください

| | |
|---|---|
| 相談年月日 | 年　月　日 |
| 相談者氏名 | 連絡先　－　－ |
| 申請者住所 | |
| 〃　氏名 | |
| 相談場所（地番を記入） | ○○市○○町 |
| | 面積：○○ m2、切土又は盛土高さ:○○ m等<br>登記地目：○○　（相談場所の過半を占める地目） |
| 規制区域（該当するものに○） | 宅地造成等工事規制区域　特定盛土等規制区域 |
| 造成等目的 | |
| 都市計画法の開発許可の要否（該当するものに○） | 必要　不要　未確認 |
| 土地所有者全員の同意 | 同意済（相続有の場合も含む）　手続き中 |
| 添付図書（主に必要とする図書） | □位置図　□現況写真　□公図の写し（工事区域を明示）　□土地登記簿謄本の写し |
| | □土地利用計画図（面積及び切盛土高さを明示）　□計画断面図 |
| 相談内容 | |